

人材開発支援助成金に 事業展開等リスキリング支援コース を創設しました

人材開発支援助成金「事業展開等リスキリング支援コース」は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成
- ② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン化**に対応した人材の育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度です。

助成率・助成額などは
裏面をご覧ください→

▶ 「事業展開」とは、例えば…

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業や業種の転換や、既存事業の中で製品の製造方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

- 例：
- ・ 新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する
 - ・ 日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する
 - ・ 繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する
 - ・ 料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

▶ 「デジタル・DX化」とは、例えば…

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

- 例：
- ・ ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた
 - ・ アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした
 - ・ 顔認証やQRコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した 等

▶ 「グリーン・カーボンニュートラル化」とは、例えば…

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

- 例：
- ・ 農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した
 - ・ 風力発電機や太陽光パネルを導入した 等

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



支給対象訓練

- ① 助成対象とならない時間を除いた訓練時間数が**10時間以上**であること
- ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ **職務に関連した訓練であって以下のいずれかに該当する訓練であること**

- i 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
- ii 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「**事業展開等実施計画**」（様式第2号）を訓練実施計画届と併せて提出する必要がありますので、取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注：「**事業展開**」は、訓練開始日から起算して、**3年以内に実施する予定のもの**または**6か月以内に実施したもの**である必要があります。

助成率・助成額

① 助成率・助成限度額

経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	960円	480円	1億円

② 受講者1人あたりの経費助成限度額

10h以上100h未満		100h以上200h未満		200h以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

本助成金では、助成金を活用する上で、支給対象事業主の要件などを設定しています。また、本助成金を活用して人材育成を行う場合は、訓練開始日から起算して1か月前までに、事業所所在地を管轄する都道府県労働局に計画届を提出する必要がありますので、ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局の助成金申請窓口にお問い合わせください。

申請手続き等に関する問い合わせ先

■各都道府県労働局の助成金申請窓口

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>



人材開発支援助成金

を活用して

企業内の人材を育成しませんか？

社員教育をしたいけど、費用がかかるな…

人材開発支援助成金を使えば、訓練費用が助成されますよ！

人材開発支援助成金

① ②

③ ④

最大**75%の経費助成**や**訓練期間中の賃金助成**が受けられます！

費用負担を軽減できるぞ！

早速活用してみよう！！

詳しくは、ホームページをご覧ください。お近くの都道府県労働局へお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人への投資促進コースの助成メニューと助成率

定額制訓練

定額受け放題

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	60%	45%	-	
	(+ 15 %)			

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITSS (ITスキル標準) レベル4・3となる訓練等	75%	60%	960円	480円
海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円	

自発的職業能力開発訓練

自発的な学びを支援

対象の訓練	経費助成率	賃金助成額
労働者の自発的な訓練費用を 事業主が負担した訓練	45%	-
	(+ 15 %)	

情報技術分野認定実習併用職業訓練

資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者（正規雇用労働者） の即戦力化のための訓練 (OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練)	60%	45%	760円	380円
	(+ 15 %)		(+ 200円)	(+ 100円)
	OJT実施助成額			
	中小企業		大企業	
	20万円		11万円	
(+ 5万円)		(+ 3万円)		

長期教育訓練休暇等制度

導入済み企業も対象

対象の訓練	経費助成額	賃金助成額
長期教育訓練休暇制度 (30日以上連続休暇取得)	20万円	1人1日当たり 6000円 (※有給休暇の場合)
	(+ 4万円)	(+ 1200円)
所定労働時間の短縮と 所定外労働時間の免除制度	20万円	-
	(+ 4万円)	

- ・ () 内の助成率 (額) は、生産性要件を満たした場合の率 (額) です。
- ・ 賃金助成額は、**1人1時間当たりの額**です。OJT実施助成額は、**1人1訓練当たりの額 (定額)**です。
- ・ 1事業所1年度あたり2,500万円 (成長分野等人材訓練は1,000万円、自発的職業能力開発訓練は300万円) が上限です。その他、訓練時間に応じた1人あたりの経費助成限度額等もあります。

労働者の人材育成に取り組む事業主の皆様へ

人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)の 定額制訓練 が さらに使いやすくなりました！



定額制訓練って
何だろう？

事業主が、雇用する労働者に対して、オンライン上で定額受け放題の「定額制訓練」(サブスクリプション型の研修サービス)を活用して訓練を実施した場合に、訓練経費を助成する制度ですよ。



定額制訓練なら既に導入しているけど、今からでも対象になるの？

令和4年9月1日の改正で、既に利用が始まっている定額制サービスも対象になったので、今からでも対象になりますよ。
令和4年12月2日から助成率も上がりましたよ！！



詳しくは裏面へ 

- ・「定額制訓練」の他にも、助成メニューをご用意しています。
- ・詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。お近くの労働局へお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索 

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html





対象となる訓練に要件はあるの？

定額制訓練の要件

- 業務上義務付けられ（業務命令）、労働時間に実施される訓練であること
- 各支給対象労働者の受講時間数を合計した時間数※が、支給申請時において10時間以上であること

※ 合計に含めることができる時間数は、計画時に提出する「定額制訓練に関する対象者一覧（様式 第4-2号）」に記載されている者であって、その修了した訓練の時間数の合計が1時間以上の者が実施した訓練に限ります。

なお、合計時間に含めることができる訓練は、「職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練」（職務関連訓練）に限ります。

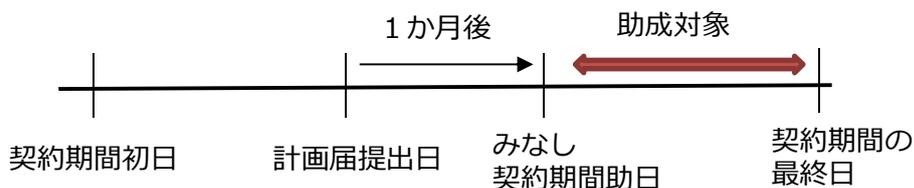
※ 実際の動画の視聴等の時間ではなく、標準学習時間（訓練を習得するために通常必要な時間として、あらかじめ受講案内等によって定められている時間）により時間数をカウントします。

既に利用が始まっている訓練も対象になるの？



契約期間の初日が令和4年4月1日以後の定額制サービスが助成対象となります。助成される期間は、計画届を提出した日から起算して1ヶ月後を契約期間の初日とみなし助成しますので、契約期間の初日とみなした日から最終日の期間となります。

例) 契約期間の初日とみなした日から最終日までの期間が90日の場合は、全体の契約額のうち90日分に対して助成します。



早めに計画届を提出しよう！



どのくらい助成してもらえるの？

令和4年12月2日から、経費助成率及び助成限度額が以下のとおり引き上がりました。

経費助成率

<現行>

中小企業	大企業
45% (+15%)	30% (+15%)

<変更後>

中小企業	大企業
60% (+15%)	45% (+15%)

15%UP!

助成限度額

1事業所が1年度に受給できる助成金の限度額

<現行>

人への投資促進コース (成長分野等人材訓練除く)	1,500万円
-----------------------------	---------

<変更後>

	2,500万円
--	---------

1,000万円UP!

ぜひ定額制訓練を、社内の人材育成にお役立ててください！